

「小規模工事等契約希望者登録」の追加受付について

市では、小規模な建設工事や修繕工事について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、下記により追加受付を実施します。登録を希望される方は、下記内容をご確認のうえ、期間内での申請をお願いします。

旧町（南河内町・石橋町・国分寺町）において、すでに申請をされている方については、下野市に引き継がれていますので申請の必要はありません。

「下野市小規模工事等契約希望者登録制度」について

小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易な契約金額が50万円未満のものです。

登録申請をした方は登録名簿に登録され、市が小規模工事を発注する際の指名業者選定の対象となります。しかし、指名や契約を約束するものではありません。

契約の方法は、原則として複数の指名業者との見積競争により、最低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積りに指定されても辞退することは自由ですが、辞退する場合には必ず連絡をお願いします。

請負った工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

契約の履行は、下野市建設工事等執行規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行していただくこととなります。

1. 登録できる方

下野市に主たる事業所（本社・支店）又は住所（住所登録）を有する方とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていない方
- (3) 下野市入札参加資格者名簿に登載されている方
- (4) 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方
- (5) 法人にあっては法人市民税、個人にあっては市県民税を納めていない方

2. 登録できる業種

- (1) 建設業法で定められている業種（水道施設・消防施設・清掃施設工事業を除く）で、3種類までです。
- (2) 下野市水道事業の「指定給水装置工事業業者」及び下野市下水道条例の「排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、当業種の登録は必要ありません。

3. 申請書類

- (1) 「下野市小規模工事等契約希望者登録申請書」（申請書は、総務企画部 管財課にあります）
希望する工事の種類は具体的に分かりやすく、1枠に1業種のみ記入してください。
(例)・・・ブロック、大工、左官、塗装、造園、土留め、ネットフェンス、畳、ガラス、門扉、内装 等
- (2) 法人（個人）市民税閲覧同意書
- (3) 閲覧同意書を添付しない場合には市税の完納証明書（税務課で発行していますが、閲覧同意書の提出がある場合には省略できます。）
- (4) 希望業種に資格・免許等が必要な場合は、その資格・免許等の写し（コピー）

4. 登録有効期間 平成18年6月1日より平成19年3月31日）
（その後は、改めて登録申請手続きをしてください）

5. 登録内容の変更 登録申請した後に、申請事項に変更が生じた場合又は、休業や廃業をした場合は、その旨を管財課まで届けてください。

6. 受付期間 平成18年5月15日から平成18年5月31日まで（土・日曜日を除く）
午前9時から午後4時まで（随時受け付けます）

7. 受付場所 下野市役所（国分寺庁舎）総務企画部 管財課（2階） 0285 40 5553

問い合わせ先

管財課 ☎ 40 - 5553